

第 I 部

第 1 章

アジアにおける市場経済化と競争法

はじめに

アジア諸国において競争法を導入しあるいは強化する動きは、以前から着実にみられたが、特に1990年代に入ってから、その動きが顕著にみられるようになった。これは、計画経済から市場経済へ移行をはかる諸国において競争法が導入されたことによるところが大きい。従来から市場経済をとっている諸国においても、経済のグローバル化の進展に伴い、競争環境を整備するため、競争法を導入しあるいは強化することが重要な政策課題となっていることによる。両者に共通するのは、公正かつ自由な競争を促進し、市場メカニズムをできるかぎり機能させようとする動きであるといえる。

しかし、その一方では、これら諸国においては、多くの場合、経済を成長させるための産業育成等の政策がとられ、経済を十分に市場メカニズムに委ねる状況にはなっていない。また、これら諸国においては、市場での競争を妨げる要因として、財閥にみられる大規模企業集団が存在したり、計画経済から市場経済へ移行をはかる諸国にあつては競争制限的に市場に介入する行政やそれと密接な関係をもつ官営企業が存在する。それに、市場システムを適切に運営するための諸法制の整備も不十分である。こうした状況は、当然、これら諸国の競争法のあり方に影響を与え、その形態や内容を先進国の競争法とは異なるものにしていく。これら諸国の競争法においては、先進国

では競争法以外の法律で規制している行為を規制したり、行政の競争制限行為を規制していたり、あるいは、事業者の事業活動を過度に規制しているのである。

本章では、まず、アジア諸国の競争法を概観するとともに、その内容を各国別に紹介し、その後、アジア諸国の競争法にはどのような特徴があるのか、また、その課題は何かを考察することとしたい⁽¹⁾。

I アジア諸国の競争法の概観

1. 競争法の制定状況

アジアにおいて競争法を有している国は、日本を除くと、表1のとおり現在16カ国である⁽²⁾。地域別の内訳は、東アジア4カ国、東南アジア3カ国、南アジア3カ国および旧ソ連諸国6カ国となっている。

次に、競争法の導入時期を年代順にみると、まず、1925年にフィリピンで導入されている。しかし、フィリピンの競争法はほとんど機能してこなかったため、アジア諸国において競争法が実質的に導入されたといえるのは、1947年の日本での導入を除けば、69年のインドでの導入からである。このインドでの導入の後には70年にパキスタンにおいて競争法が導入される。それに続き、75年に韓国、79年にタイ、87年にスリランカで競争法が導入されている。しかし、この70年前後から80年代に導入された競争法は、財閥を規制するために事業者の事業活動に過度に介入する規定を含んでいたり、あるいは価格統制規定を含むものであった。

1990年代になると、経済のグローバル化の進展や社会主義諸国の市場経済への移行により、競争法を導入する国が増大し、91年に台湾で競争法が導入された後、93年に中国およびモンゴル、91年から96年にかけて旧ソ連のアジア諸国（カザフスタン、アゼルバイジャン、トルクメニスタン、キルギス、グル

表1 アジア諸国における競争法の制定・改正の状況と競争当局

	法律名（制定・改定年）	競争当局
〔東アジア地域〕		
① 韓 国	「独占規制及び公正取引に関する法律」（1980年制定，86年，90年，92年，94年，96年，98年及び99年（99年は2月及び12月の2回）改正。旧法「物価安定及び公正取引に関する法律」は75年に制定）	公正取引委員会
② 台 湾	「公正取引法」（1991年制定）	公正取引委員会
③ 中 国	「反不正当竞争防止法」（1993年制定） 「価格法」（1998年制定）	国家工商行政管理 局（価格法は 国家発展計画委 員会等）
④ モンゴル	「不当競争禁止法」（1993年制定）	国家開発庁
〔東南アジア地域〕		
⑤ フィリピン	「独占及び結合に関する法律」（1925年制定。ただし，57年に実体規定部分が刑法第186条に移され，手続き規定のみが残存）	司法省
⑥ タ イ	「取引競争法」（1999年制定，旧法「価格統制及び独占禁止法」は，79年制定）	取引競争委員会
⑦ インドネシア	「独占及び不公正競争禁止法」（1999年制定）	事業競争監視委員 会
〔南アジア地域〕		
⑧ イ ン ド	「独占及び制限的取引慣行法」（1969年制定，82年，84年，86年，88年及び91年改正）	独占及び制限的取 引慣行委員会
⑨ パキスタン	「独占及び制限的取引慣行（管理及び阻止）令」（1970年制定，80年及び82年改正）	独占管理庁
⑩ スリランカ	「公正取引委員会法」（1987年制定，90年及び93年改正）	公正取引委員会
〔旧ソ連諸国〕		
⑪ カザフスタン	「競争の発展と独占的活動の制限に関する法律」（1991年制定） 「不正競争法」（1998年制定）	自然独占規制・競 争保護及び中小企 業支援庁
⑫ アゼルバイジャン	「反独占行為に関する法律」（1993年制定） 「不正競争法」（1995年制定）	反独占及び企業家 支援に関する国家 委員会
⑬ トルクメニスタン	「事業活動に関するトルクメニスタンの法律」（1993年制定）	反独占活動委員会
⑭ キルギス	「独占活動の制限並びに競争の発展及び保護に関する法律」（1994年制定）	キルギス反独占局
⑮ グル シ ア	「独占行動と競争に関するグルジア法」（1996年制定）	グルジア反独占局
⑯ ウズベキスタン	「商品市場の競争及び独占活動の制限に関する法律」（1996年制定）	ウズベキスタン反 独占・競争促進委 員会

(出所) 筆者作成。

ジアおよびウズベキスタン)で競争法が導入された。最近では、99年にインドネシアで競争法が導入されている。このように90年代において競争法を導入する国が増大した背景には、先進国や国際機関が競争法を導入するようこれらの国に求める動きがあったことに留意する必要がある。

また、1970年前後から80年代に競争法を導入した国では、法改正あるいは新法の制定が行われ、前述の統制的、介入的規定の改廃が進められている。例えば、インドでは、大企業の事業拡大等を認可制とし、その事業活動に過度に介入していた経済力集中規制が91年に廃止された。また、韓国では、80年に価格統制と競争法的規制を接合した「物価安定及び公正取引に関する法律」が廃止され、新たに競争法的規制のみからなる純然たる競争法である「独占規制及び公正取引に関する法律」が制定された。その後、韓国では、86年の法改正により企業集団規制が導入され、90年、92年、94年、96年、98年および99年の度重なる法改正によって、企業集団規制をはじめとする競争法のいっそうの整備・充実と強化がはかられた。また、タイでも、99年に価格統制と独占禁止の二つの部分からなる「価格統制及び独占禁止法」が廃止され、それに代えて「取引競争法」が新たに制定され、競争法の整備・充実がはかられている。

以上を総じてみると、アジアにおいては、1980年前後から競争法の制定・改正が活発化し、それ以降、競争政策を強化しようという流れが一貫して続いている。特に、90年代に入ってそれがいっそう顕著である。このようななかで、アジア太平洋経済協力機構(APEC)は、99年9月の閣僚会議において「競争と規制改革を促進するためのAPEC原則」を採択している。同原則は、「競争過程を保護すること及び自由かつ公正な競争のための環境を創造し、維持する」とし、その達成のために、「競争過程を保護するための競争政策を実施することにより、反競争的行為に対処すること」、「競争当局における……専門的技術の形成」、「競争当局……に対する適切な資源配分」等の競争政策の推進を求めている。このAPECにおける原則の採択により、アジア諸国における競争法の整備は、さらに進展するとみられ、実際、マレー

シアやベトナムでは、競争法を導入しようとする具体的な動きがみられる。

2. アジア諸国の経済と競争法の関係

アジア諸国においては、経済発展をはかるため、限られた資源を成長の見込める産業に重点的に配分する観点から政府による市場への介入が行われることが多く、経済を十分に市場メカニズムに委ねている状況にはない。しかし、その一方で、従来から市場経済体制をとってきた国においては、資本市場の未確立、国内市場の狭小性等に起因して、財閥にみられるような企業集団や特定の大企業に経済力が集中した状態がみられ、この経済力の集中を抑制しながら、いかに公正な競争を促進し、健全な経済発展をはかるかが重要な政策課題となっている。つまり、それは、一部の者への経済力の集中がみられるなかで、その経営資源を利用しながら経済発展をはかりつつ、同時に、それへの経済力の集中を抑制し、その弊害を防止することであり、それは、経済発展と競争促進の双方の観点からの厳しい政策的せめぎあいにならざるをえない。政府にあっては、市場経済への介入を行いつつも、市場メカニズムを損なう事業活動への過度の介入を避け、競争促進をはかるという微妙な政策運営が求められているといえる。

また、中央計画経済から市場経済への円滑な移行をはかろうとする諸国では、民間企業の事業活動の展開が十分でなく、独占的な地位にある官営系企業が存在し、市場自体が競争的な状態になっていない。その上、官営系企業と関係の深い行政が権益を守るために企業の事業活動に競争制限的に介入することが、市場メカニズムの機能を妨げる要因になっている。これらの諸国においても、前者の諸国とは直面する経済の状況は異なっているが、行政とそれと関係の深い官営系企業に経済力が集中している状態を改め、いかに市場を競争的にし、効率的かつ健全な経済を発展させるかに苦慮しているといえる。

当然、以上のような状況は、これら諸国の競争法のあり方に影響を与え、

その形態や内容をアメリカ、EU諸国、日本等の先進国とは異なるものに行っている。前に指摘したとおり、先進国では競争法以外の法律で規制している行為を規制していたり、事業者の競争制限行為のほかに行政の競争制限行為を規制しているのである。次に、アジア諸国の競争法の内容がどのようなものとなっているか、具体的にみていくこととする。

II アジア諸国の競争法の内容

競争法を有するアジア諸国において、比較的充実した法制を有するのは韓国、台湾およびインドである。また、計画経済から市場経済への移行をはかる国の競争法として比較的良好に紹介されるのが中国であり、さらに、きわめて不十分な過渡的競争法制を20年間も経験した事例としてタイがある。まず、これらの国の競争法を紹介することとし、その後、それら以外の諸国の競争法を紹介することとしたい。

1. 韓国

韓国においては、1975年にカルテルや不公正取引行為の禁止規定を有する「物価安定及び公正取引に関する法律」が制定された。しかし、同法は、最高価格の指定、緊急需給調整措置等の直接統制に関する規定に前記規定を接合したものであり、競争法としての体裁を整えたものではなかった。同法は、約5年間運用され、80年には、「独占規制及び公正取引に関する法律」（以下、「公正取引法」という）が制定された。制定当時は、それまでの政府主導の開発戦略が立ち行かなくなり、政策基調の転換がはかられていた時期であった。すなわち、それまでの政府主導の開発戦略が、市場機能を歪曲させ、70年代後半には、インフレの昂進、財閥の急成長、市場における独寡占化の進展、部門間不均衡の深刻化、経済の非効率化等、種々の問題が噴出

し、もはや、当時は、従来の政策を転換し、市場機能を尊重した政策に変えざるを得ない状況にあったのである。このため、インフレの抑制など、それら問題の改善をはかろうとする各種の施策が80年代に入って実施され、そのなかで、競争を促進し、市場機能を円滑に機能させる観点から、公正取引法が制定されるにいたった。同法の制定は、70年代後半に噴出した政府主導の開発戦略の矛盾に対する対策の一つとして行われたのである。

制定当時の公正取引法は、市場支配的地位の濫用行為、企業結合、カルテル、不公正取引行為等を規制する諸規定を有し、競争法として遜色のない内容をもつものであった。しかし、財閥の存在という韓国経済の特殊性を必ずしも反映したものではなかった。財閥と呼ばれる大規模企業集団は、政府主導の開発戦略の産物であり、韓国経済において大きな比重を占めているばかりでなく、その存在は、市場競争にとって大きな脅威であった。しかし、制定当時の公正取引法には、大規模企業集団に焦点を当てた規制がなく、そうした大規模企業集団への経済力の集中を抑制するのに有効な手段を欠いていた。そこで、1986年に同法の改正が行われ、持株会社の設立禁止、相互出資の禁止、出資総額の制限等を内容とする企業集団規制が導入された。しかし、大規模企業集団は、韓国経済において大きな比重を占めていただけに、それへの経済力の集中を抑制することは、90年代に入っても大きな政策課題でありつづけた。公正取引法は、90年、92年、94年および96年と立てつづけに改正され、出資総額の制限の強化、系列会社間の債務保証の制限の導入など、企業集団規制が強化され、この分野においては、他国にはみられない独自の法制度の発展をみた。その後も、この企業集団規制は、98年および99年（99年は2月と12月の2回）に改正され、持株会社の規制は、緩和されたものの、債務保証の制限は強化され、出資総額の制限についてはいったん廃止（98年）された後、復活（99年12月）された。全体としてさらに企業集団規制が強化されたものとなっている。また、こうした企業集団への対策だけにとどまらず、同時に並行して、法改正を通じて違反行為全般に対する課徴金制度の導入と強化、カルテル、不公正取引行為等の禁止規定の整備、競争当局

の組織の強化等が進められ、競争法全体の充実・強化がはかられている。

公正取引法における規制は、大別すると、(1)市場支配的地位の濫用行為規制、(2)経済力集中規制（企業結合規制と企業集団規制）、(3)カルテル規制、(4)不公正取引行為規制に分かれる。まず、市場支配的地位の濫用行為規制をみると、同規制において、「市場支配的事業者」とは、一定の取引分野の供給者又は需要者であって、単独又は他の事業者とともに商品又は役務の価格、数量、品質その他の取引条件を決定、維持又は変更することができる市場地位を有する事業者としており（第2条7項）、この市場支配的事業者の濫用行為として、価格の不当な決定・維持、不当な販売量の調節、新規参入の不当な妨害等の行為が禁止されている（第3条の2）。公正取引法が施行された1981年以降98年までの間における法運用の状況⁽³⁾をみると、法的措置件数は、是正命令19件、是正勧告5件の計24件と、法的措置件数全体の3037件からすれば少ない水準にある。これには、どのような価格の設定や数量の調節であれば不当となるのか、その不当性の基準を設定することがそもそも難しいという問題があり、その基準が明確にできない以上、本規制の発動も難しいということがある。

次に、経済力集中規制については、通常企業結合規制のほかに、大規模企業集団を株式所有や債務保証の側面から規制しようとする企業集団規制がある。企業集団規制は、持株会社の設立の禁止（第8条）、相互出資の禁止（第9条）、出資総額の制限（第10条）、系列会社に対する債務保証の制限（第10条の2）等を内容とするものである。大規模企業集団は、当初資産規模3000億ウォン以上の企業集団とされていたが、現在は資産規模の順位が上位30位までの企業集団とされている。この企業集団に属する会社は、その属する会社間で直接相互に株式を所有することが禁止され、自己の純資産額の25%の相当額を超えて他の国内会社の株式の所有が禁止され、また、その属する会社間の債務保証も新規のものが禁止されるとともに、既存の債務保証についても2000年3月末までに解消することとされている。ただし、大規模企業集団への経済力集中に対する対策は、こうした公正取引法による規制だ

けでは十分でなく、金融機関の与信規制、相続税等の税制対策、企業公開施策等の公正取引法以外の対策が併せてとられてきた。金大中政権になってからは、5大財閥を中心に財閥の財務構造の改善（連結財務諸表の公表義務づけや負債比率の低減）、事業構造調整（財閥に属する会社の整理・統合）、経営責任の明確化（オーナーの代表取締役就任による経営責任の明確化、非公式組織の会長室や企画調査室の廃止）等の公正取引法以外の対策が新たに打ち出されている。

カルテル規制については、公正取引法の制定当初は、登録申請させたカルテルのうち「公共の利益に反して一定の取引分野の競争を実質的に制限する」ものを排除または是正し、そうでないものを登録させて許容する登録制がとられていた。しかし、1986年の法改正以降、登録制が廃止され、アメリカや日本等の先進国と同様に、カルテルを競争当局が直接摘発し、規制する方式に転換された。カルテルは、事業者間のもの、事業者団体によるもの、国際カルテルのいずれであれ、原則として禁止される（第19条、第26条および第32条）。公正取引法が施行された81年以降98年までの間においてとられた法的措置件数は、是正命令379件、是正勧告138件の計517件であり、多くの件数が処理されているが、措置の対象となったカルテルは、中小企業のカルテルが多いことに問題が残る。なお、法制上、不況カルテル、合理化カルテル等の適用除外カルテルは、競争当局の認可を得れば実施できるが、その認可件数は、これまでわずかであり、98年末現在においては、公正取引法に基づく認可カルテルは存在しない。

不公正取引行為の規制については、不当な取引拒絶、不当な差別的取扱い、優越的地位の濫用、不当な拘束条件付取引等が禁止されており（第23条）、再販売価格維持行為については、この規制のなかに含めず、独立した行為類型として禁止されている（第29条）。公正取引法が制定された1981年以降98年までの間におけるこれらの行為に対する法運用の状況を見ると、法的措置件数は、是正命令1398件、是正勧告949件の計2347件ときわめて多く（不当表示や過大景品に対する措置件数が圧倒的に多い）、公正取引法違反行為

に対する法的措置件数全体の77%を占めている。なお、不当表示は、不公正取引行為として公正取引法によって規制されていたが、99年2月に特別法として「表示・広告の公正化に関する法律」が制定され、同法により規制されることになった。

2. 台湾

台湾の競争法である「公正取引法」（漢字表記は「公平交易法」である）は、1991年に制定された（1年後に施行）。同法が制定された背景としては、台湾経済の急速な発展に伴って、従来の経済規制が時代に適合しないものになる一方、経済の自由化、国際化の進展のなかで、それに適合した経済秩序の確立が求められ、そうしたなかで、新たな経済規範として、競争秩序を基礎とした経済運営が必要となったことがあるとされる⁽⁴⁾。しかし、アメリカから公正取引法の早期制定が望まれていたことも同法制定の大きな要因となっている。

公正取引法は、独占、カルテル、企業結合および不公正競争行為を規制の対象としている。同法は、競争法として体裁の整ったものとなっているが、不公正競争行為の規制のなかには、日本では不正競争防止法等の独占禁止法以外の法律に属する規制も含まれているところに特徴がある。

独占に関する規制は、韓国法を範としたものであり⁽⁵⁾、独占の状態にある事業者の市場における濫用行為を禁止している。「独占」とは、「事業者が特定の市場において、無競争状態にあるか、又は圧倒的な地位にあって、競争を排除できる場合をいう」とされ（第5条1項）、2以上の事業者によってそのような状態にある場合も含む（同2項）。この独占事業者が、不公正な方法で新規参入を阻止したり、価格を不当に決定・維持・変更したり、合理的理由なく自己に有利な取引を強いることが禁止されている（第10条1項）。台湾においては、基幹産業の多くが官営独占企業により占められているが、こうした企業の存在自体を否定することは現実にそぐわないところから、公

正取引法では、その弊害を規制しようとするものであるとされる⁽⁶⁾。実際、戦後の台湾経済⁽⁷⁾は、国民党政府が日本人の資産を接収し、これを国有化して官営企業としたことに始まり、1950年代には、鉱工業部門において官営企業が国内生産額の過半を占め、官営企業は鉄道、通信、電力、石油精製、製糖といった基幹部門を押さえ、金融も全面的に支配していた。しかし、台湾経済の成長を主導したのは、こうした官営企業ではなく、民間企業、それも、中小企業であった。これら中小企業が、低賃金労働を土台に、外国資本と提携、下請関係を結ぶことにより、輸出加工産業として、輸出競争力を高め、台湾経済の高度成長に貢献した。官営企業は、経営面で非効率なこともあって、その鉱工業生産額に占める割合は、90年には19%にまで低下し、逆に、民間企業のそれは81%にまで増加した。しかし、官営企業は、その属する市場においては独占的地位にあることから、競争法制上は、その市場支配力の濫用行為が当然問題となる。公正取引法上の取扱いとしては、官営企業もその規制の対象となるが、法公布後5年間は、法の適用を除外する特別な取扱いがなされた(第46条2項)。なお、「独占事業者は中央主管機関が定期的に公告する」(第10条2項)とされており、92年において、33市場の40事業者が独占事業者と認定されたが、96年時点においてもその変更がない⁽⁸⁾。また、独占事業者の濫用行為として法的措置がとられた事例は、98年末までの時点で存在しない。

経済力集中規制については、台湾では官営企業のような独占企業はあっても、韓国の財閥のようなコングロマリット型の経済力の集中は必ずしもみられない。このため、公正取引法には、通常の企業結合規制はあるものの、韓国のような持株会社の禁止や株式の相互保有の規制等の企業集団規制は存在しない。企業結合規制は、市場占拠率が3分の1に達する場合等に企業結合を届出させ、企業結合による経済全体に与える利益が競争制限による不利益より大きいときには、競争当局である公正取引委員会が当該企業結合を許可できるようになっている(第12条)。

次に、カルテルについては、原則禁止とされているが、不況カルテル、合

理化カルテル，輸出入カルテル等に該当するもので国民経済と公共の利益に寄与し，公正取引委員会が認可したものは適用除外を受けられる（第14条）。法運用の状況を見ると，法施行以降1998年までの7年間において，違法カルテルに対する法的措置件数は34件であり，一方，適用除外を受けている認可カルテルは98年末現在30件である⁽⁹⁾。カルテル規制に関する法運用は低調な状況にあり，公正取引法の法運用の重点は，次にみるように圧倒的に不公正競争行為の規制におかれている。

不公正競争行為の規制については，日本では独占禁止法の不公正な取引方法の規制に属するものと不正競争防止法や訪問販売法等の規制に属するものがある。前者については，商品の再販売価格維持行為の禁止（第18条），公正競争の阻害行為（取引拒絶，差別取扱い，拘束条件付取引並びに脅迫・利益誘導等による競争者の顧客の奪取，価格競争の抑制，カルテル行為等への参加の強制等）の禁止（第19条）および不当表示の禁止（第21条）がある。後者については，他の商品・サービスと誤認させる行為の禁止（第20条），他の事業者の信用を害する虚偽情報の流布の禁止（第22条），マルチ取次販売の禁止（第23条）および欺瞞的又は明白な不公正な行為の禁止（第24条）がある。これらの法運用の状況についてみると，法施行以降1998年までの7年間において，前者の関係では，再販売価格維持行為24件，公正競争の阻害行為63件，不当表示585件の計672件に対して法的措置がとられている。後者の関係では，他の商品・サービスと誤認させる行為14件，他の事業者の信用を害する虚偽情報の流布9件，マルチ取次販売96件，欺瞞的又は明白な不公正な行為322件の計441件に対して法的措置がとられている。これら両者を合計すると，1113件の法的措置件数となり⁽¹⁰⁾，これは，法的措置件数全体のほとんどすべてを占めている。

3. インド

インドでは，競争法である「独占及び制限的取引慣行法」（Monopolies and

Restrictive Trade Practices Act) が、1969年に制定され、他のアジア諸国に比べてかなり早い時期に競争法が導入された。同法は、「国家は、(1)社会の物的資源の所有と支配が公共の利益に最もかなうよう配分されること、(2)経済制度の運用が公共の利益に反するような富と生産手段の集中をもたらさないことを確保するよう、その施策をとらなければならない」というインド憲法に規定された国家の指導原則に沿ったものであり、一部の財閥企業への経済力の集中がもたらされている状況がみられるなかで、民間財閥企業に対するいっそうの規制強化のため、同法が制定されたものである。このため、同法は、競争政策としての側面をもちつつも、国家部門の役割強化のために民間産業部門の事業活動を規制するといった性格が強かった⁽¹¹⁾。したがって、同法の規制においては、民間財閥企業に対する経済力集中規制が大きな比重を占め、財閥企業の規模の拡大や新設、合併等について中央政府の許可を必要とさせる等、財閥企業の事業活動がほぼ全面的に規制されるようになっていた。これにより、財閥企業の企業成長や多角化などを抑えようとするものであったが、こうした規制方法は、きわめて統制的であり、当該企業の事業活動全般に大きな制約を課すものであった。株式所有面と債務保証面から財閥への経済力集中を抑制しようとする韓国の方法よりもはるかに企業の事業活動全般に介入したものであるといえる。こうした規制の性格は、インドの産業許可政策 (Industrial Licensing Policy) とも関係していた。その政策の基本となる51年に制定された産業法においても、企業は、(1)新規開業、(2)既存事業における新製品の製造、(3)既存の生産能力の実質的な拡大、(4)既存の事業の立地の変更について、中央政府の許可が必要とされていたのである⁽¹²⁾。産業法は、経済計画の目標に沿って、特に民間経済部門を誘導する目的をもって制定されたものであるが、強力な統制法規であり、こうした産業許可政策がインド経済運営において非効率をまねき、技術面および経営面の効率化を妨げた。このため、84年以降、生産面での直接統制を大幅に後退させ、生産活動を市場メカニズムに委ねる方向がとられるようになった⁽¹³⁾。こうした流れのなかで、91年に、経済の自由化と開放をはかる新産業政策が打ち出

され、その一環として同法の大改正が行われ、企業統制的な経済力集中規制が撤廃されるにいたった。ただし、経済力集中規制のすべてが撤廃されたわけではなく、事業者の活動が公共の利益を害している場合や企業間関係が企業の発展あるいは公共の利益を害している場合等には、企業分割や株式処分等を命じることができる規定は残された。

同法は、制定当初は、この経済力集中規制のほかに、独占的取引慣行（市場支配的地位の濫用行為）の禁止と制限的取引慣行（カルテル、再販価格維持行為、取引拒絶、抱合せ、排他条件付取引、略奪的価格設定等）の禁止を内容とするものであった。しかし、1984年にも大改正が行われ、その時に不公正な取引慣行（虚偽表示、おとり広告、景品付販売、売り惜しみ行為等）の禁止が追加された。また、91年の改正においては、企業統制的な経済力集中規制の大部分の撤廃のほかに、これまで民間部門の事業者のみに限定していた同法の適用対象が公共部門の事業者も含めるように改められ、同法の競争法規としてのいっそうの整備がはかられた。

次に、独占的取引慣行の規制であるが、独占的取引慣行とは、価格の不当な水準での維持、競争の不当な妨害・減殺、技術開発・資本投資の制限による商品・役務の質の低下、コストの不当な引上げ等の取引慣行を指すとされている（第2条i項）。独占および制限的取引慣行委員会（Monopolies and Restrictive Trade Practices Commission）は、独占的取引慣行がある場合には職権によりあるいは中央政府からの調査付託により調査するが、同委員会は、調査の上、当該独占的取引慣行が公共の利益に反しているかどうかを中央政府に報告し、中央政府はこれに基づき当該慣行を禁止し、取引条件を設定する等の必要な是正措置を講じられるようになっている。

また、制限的取引慣行の規制については、競争を妨害・歪曲・制限する又はそのおそれのある取引慣行であり、特に、資本又は資源の生産過程への流入を妨害する行為や、価格・流通条件を操作すること又は製品若しくは役務の市場供給に悪影響を与えることにより不当なコストや制限を消費者に課す行為（第2条o項）がその規制となっている。これには、取引拒絶、抱合わせ

販売、全量購入強制、排他取引、共謀行為またはカルテル、差別対価、再販売価格維持、地域制限および略奪的価格設定が該当するとされているが、制限が合理的で必要なものであると独占および制限的取引慣行委員会が認める場合は、規制の適用が除外される。

さらに、不公正な取引慣行の規制においては、不当表示、欺瞞的な廉売、おとり広告、当局の定めた安全基準に違反する商品の販売、買占め・売り惜しみ等の不公正な手段または不公正で欺瞞的な慣行を用いた販売促進行為(第36条)が規制の対象となっている。これには、制限的取引慣行の場合のような適用除外はない。

制限的取引慣行と不公正な取引慣行については、ともに独占および制限的取引慣行委員会が調査を行い、排除措置を命じることができる権限が与えられている。法の運用状況についてみると、1994年および97年のそれぞれの1年間において、制限的取引慣行については、88件、74件、不公正な取引慣行については、105件、93件がそれぞれ処理されている⁽¹⁴⁾。

4. 中国

中国の競争法である「反不正当竞争防止法」は、6年間の政府内部での検討の末、1993年に制定された。同法の制定にいたるまでに、どのような法律案とするかについて議論があり、(1)不公正競争のみを対象として独占的行為やカルテルにかかわる行為は先送りするか、(2)両者を同時に対象とするか、あるいは、(3)両者の折衷案として、前者をベースとして後者のなかから入札談合や行政権の濫用による競争制限等の行為を対象に追加するかの三つの案のなかから、結果的に最後の案がとられたとされる⁽¹⁵⁾。このため、「反不正当竞争防止法」は、競争法のコアをなす独占的行為やカルテルを規制する規定を基本的に欠き、不公正競争の規制に重点をおくものとなった。

不公正競争の規制としては、日本では不正競争防止法の規制に属する他人の登録商標の盗用、周知の商品特有の名称、包装等の無断使用、商号の無断

使用などの混同行為や誤認惹起行為の禁止といった不正商品の禁止（第5条）と、日本の独占禁止法の公正な取引方法の規制の系列に属する虚偽広告の禁止（第9条）、不当景品の禁止（第13条）、不当廉売の禁止（第11条）、抱合わせ販売および不合理な条件の付加の禁止（第12条）がある。

独占的行為やカルテルに対する規制については、前述のとおり、基本的にその規定を欠くわけであるが、まったく欠けているわけではなく、独占的な地位にある事業者の濫用行為を禁止する規制として、法律により独占的な地位を有する水道、電気及びガス関係の公益事業者が自らの指定する事業者から物品を購入することを他者に強制し、他の事業者の公正な競争を阻害する行為を禁止（第6条）している。また、カルテル規制に属するものとして入札談合の禁止（第15条）がある。なお、経済力の集中を防止する企業結合規制はまったくない。

また、先進国の競争法にはみられないが、市場経済化を進める中国らしい規制として、行政権の濫用による競争制限の禁止がある。これは、地方政府又はその下部機関が行政権を濫用して、(1)自ら指定する事業者から物品の購入を他者に強制し、又は他の事業者の正当な事業活動を制限したり、(2)他の地方から当該地方への物品の移入又は当該地方から他の地方への移出を制限することを禁止するもの（第7条）である。こうした規制が存在する理由として、中国においては、企業によっては行政権を併せもつものがいまだにあることや、地方間や省庁間に対立が存在するなかで、地方や省庁が行政権を行使してその權益を守るため競争制限行為を行うという実態があることが指摘できる⁽¹⁶⁾。

このほかにも、商業賄賂の禁止（第8条）、第三者の企業秘密の侵害の禁止（第10条）、競争業者の誹謗中傷の禁止（第14条）といった競争法以外の法律で規制されるべきものが、前記の不正商品の禁止に加えて規制対象に取り込まれている。

このように反不正当竞争防止法の規制の内容をみてくると、同法は、その特徴として、まず、独占的行為やカルテルに対する規制を基本的に欠き、ま

た、経済力の集中を防止する企業結合規制にも欠いていることである。これでは、競争法としての主要な規制を欠き、競争法としてはきわめて不備なものであるといえる。しかし、その一方では、行政権の濫用による競争制限の禁止といった先進国の競争法にはみられない規制がみられる。これは、行政権の濫用による市場支配の弊害が非常に大きいことから設けられたものであり、いわば行政的独占を規制する必要がある中国的事情に対応した規制であるといえる⁽¹⁷⁾。このほか、同法には、不正商品の禁止や賄賂の禁止といった先進国では知的財産権法や刑法で禁止される行為が規制対象に取り込まれており、その背景には、知的財産権法等の法制度の整備の遅れがあるとされる⁽¹⁸⁾。

次に、法運用の状況についてみると、1995年から97年までの処理件数は、95年5288件、96年1万138件、97年1万4891件となっている。処理件数は非常に多いばかりでなく、増加している。97年の処理件数の内訳をみると、不正商品（登録商標の盗用、周知の商品特有の名称、包装等の無断使用など）（第5条）が9274件と最も多く、これだけで全体の約3分の2を占めている。その他の禁止行為については、公益事業者の取引強制（第6条）94件、行政権の濫用による競争制限（第7条）13件、商業賄賂（第8条）752件、虚偽広告（第9条）1464件、第三者の企業秘密の侵害（第10条）22件、不当廉売（第11条）32件、抱合わせ販売及び不合理な条件の付加（第12条）85件、不当景品（第13条）217件、競争業者の誹謗中傷（第14条）8件、入札談合（第15条）37件、その他2893件となっている⁽¹⁹⁾。行政権の濫用による競争制限の事件としては、例えば、黒竜江省の牡丹江市にある地域の酒類独占局が他の省で作られたビールの同地域への移入を制限し、製品の流通に著しく影響を与えたため、当該行為の中止が求められた事件がある⁽²⁰⁾。

なお、1998年5月に価格法が制定されている。同法は、価格による合理的な資源配分の機能を生かし、市場価格の全体的なレベルの安定をはかり、消費者および事業者の合法的な権益を保護し、社会主義的な市場経済の健全な発展を促進することを目的とする。同法は、カルテルによる市場価格の操

作，市場を独占するため等の不当廉売，不当な価格表示，差別対価等の価格に関する不当な行為を禁止している（第14条）。

5. タ イ

タイにおいては，現在の「取引競争法」（Trade Competition Act）が1999年に制定される前に，すでに競争法的な色彩を有する法制が存在していた。「価格統制及び独占禁止法」（Price Fixing and Anti-monopoly Act）がそれである。同法は，「不当利得防止法」（1947年制定，74年第二次制定）による規制が不十分であったことから，新たに，79年に競争法的な規定を取り入れて制定されたものである。規制の内容は，価格統制と独占禁止の二つの部分に分かれ，価格統制の部分は，価格の不正な設定などを阻止することを目的とした「統制商品」の指定およびそれに対する価格の介入を内容としていた。また，独占禁止の部分は，「支配的企業」（その事業が独占的方法で行われまたは競争を制限するような場合をいう）による政府設定価格以上での商品の販売の禁止，統制商品に関する支配的企業間のカルテルの禁止，支配的企業による他の支配的企業の活動の制限の禁止等を内容としていた。この法律は，価格統制を実施するとともに，支配的企業が統制商品等についてその有力な地位を利用してまたは他の同様な企業と共謀して価格を引き上げる等の行為を規制し，不当な利得の防止と物価の安定をはかろうとするものであった。いわば，競争法的な規制を加味することにより，物価統制の弊害の抑制とその円滑な実施をはかろうというものであった。

これと同じ形態の法律は，以前の韓国においても存在した。前述の「物価安定及び公正取引に関する法律」がそれであり，1975年に制定され，公正取引法が80年に制定されるまでの間施行された。この法律も，価格統制をはかるとともに，競争制限行為と不公正取引行為を規制し，より効果的に物価の安定をはかる目的から制定された。しかし，この法律が運用された5年間の実績をみると，物価統制に圧倒的な重点がおかれ，競争法的な規制の運用は

きわめて消極的であった。カルテルについては5件の調査が行われたのみであり、しかも違反行為として認定されたものはなかった⁽²¹⁾。価格統制を行いながら、一方では、それと関係して生じる弊害を競争法的な規制によって抑制しようとすることは、一種の自己矛盾であり、その運用は消極的なものにならざるを得ない。この法律が制定された狙いは、政府が、限られた資源を生産性の急速な向上が期待できる戦略的産業に重点的に配分するため市場介入を行い、そのために生じた歪みを若干競争法的手法をとり入れた形の物価統制により切り抜けようとするところにあった。

タイの「価格統制及び独占禁止法」の独占禁止の部分の運用も、この韓国の法律と同様に消極的であった。同法が運用された20年間に製氷業界、合板業界等におけるカルテルに対して数件の禁止命令が出された程度であり、きわめて運用実績に乏しいものであった。同法の運用は、不当利得の排除とそのため物価統制に主力をおいたものであったのである⁽²²⁾。しかし、1990年代初め頃から経済の健全な発展をはかるために競争政策を積極的に導入することが重要な課題となり、「価格統制及び独占禁止法」を改正して、独占禁止の部分独立させて別個の法律とし、競争法として整備しようとする動きが出はじめた⁽²³⁾。その結果、99年2月になってようやく取引競争法が成立し、「価格統制及び独占禁止法」の価格統制の部分については商品・価格サービス法として引き継がれた。

取引競争法は、まず、市場支配的地位にある事業者がその地位を濫用する行為を禁止しており、不公正な商品又は役務の価格設定・維持、取引先事業者に対する不公正な拘束条件の設定・行使、市場の需要を下回るように商品の供給量を減少させる商品の破棄等の行為を禁止している（第25条）。市場支配的地位にあるかどうかは、各産業について取引競争委員会がその基準を告示により示すことになっている。また、企業結合規制が設けられており、独占をもたらし又は競争を減少させる可能性のある企業結合は、取引競争委員会の承認がある場合を除いて禁止される（第26条）。この規定は、取引競争委員会が設定した市場占拠率、販売総額、資本金額、株式又は資産の基準を

上回る企業結合に適用されることになっている。さらに、カルテル規制については、市場での競争を減少又は排除する効果をもつカルテルとして、価格・数量制限、入札談合、市場分割等の10類型のカルテルを禁止している（第27条）。ただし、これらに該当するカルテルであっても事業者が事業の性質によって必要がある場合には当該カルテルの許可を取引競争委員会に申請することができる。

取引競争法は、取引競争委員会に対して市場支配的地位の基準や規制される企業結合の範囲を定める広い裁量権限を与えている。また、適用除外となるカルテルや企業結合の許可を与える権限も与えている。いわば、同法の運用は、取引競争委員会の姿勢のいかに大きく依存する形となっている。旧法時代とは異なり、はたして取引競争法の十分な運用が行われるのか、競争当局のみならず裁判所等を含め、法執行体制の十分な整備が大きな課題となっているといえる。

6. その他の諸国

(1) パキスタン

パキスタンの競争法である「独占及び制限的取引慣行（管理及び阻止）令」（Monopolies and Restrictive Trade Practices (Control and Prevention) Ordinance）は、1970年に制定され、過度の経済力集中、不当な独占力の形成および不当な制限的取引慣行を禁止している。同令は、80年と82年に若干改正されているが、規制の態様に大きな変化はない。

まず、過度の経済力集中の規制については、総資産1000万ルピー以上の企業等であって、(1)当該資産が株式公開会社により所有されていない企業又は株式が公開されていても個人が50%以上の議決権付き株式を所有し若しくは支配している等の企業、(2)提携企業の一方の所有者又は株主に不当な利益を与え、当該提携企業の他方の所有者又は株主に損害を与えるような取引が提携企業間に存在する場合は、それぞれ過度の経済力集中の形成・維持・継続

とみなすとされ、禁止されている（第4条）。独占管理庁（Monopoly Control Authority）は、前者については、公共の利益のために必要と考えられる場合に株式の公開または政府機関への株式の譲渡を命令できるようになっており、後者については、取引条件等を定めることを命令できるようになっている。

次に不当な独占力の規制については、まず、不当な独占力とは、ある市場において売り手が市場で実質的なシェアを失うことなく、競争的でない価格を設定若しくは産出量を制限できる力又は当該市場のいずれかの部分から他社を排除できる力をいうとされる。そして、(1)同一市場における競争者であって、その市場で商品又は役務の20%以上を供給することになる提携企業を作るような関係の形成・維持、(2)独占力の形成のおそれのある又は競争を実質的に減殺するおそれのある株式・資産の取得又は合併、(3)銀行や保険会社によって提携企業に供与される他企業より多額な又は有利な貸付けが、不当な独占力の形成・維持・継続とみなされ、禁止される（第5条）。違反と判断された場合には、合併等の禁止、資産の処分、金融機関の貸付総額の制限等の措置が命じられる。

また、不当な制限的取引慣行の規制について、まず、不当な制限的取引慣行とは、不当に競争を制限し減殺する効果をもつ又はその可能性がある取引慣行をいうとされる。価格、数量、市場分割等のカルテル、ボイコット、再販売価格維持及び抱合わせ取決めがこれに該当するとみなされ、禁止される（第5条）。違反と判断された場合には合意の停止・変更等が命じられる。

運用状況は、1995年7月～96年6月の1年間において、過度の経済力集中の規制では株式の非公開関係17件、提携企業間の優遇取引11件、不当な独占力の規制では1件が処理され、不当な制限的取引慣行の規制では処理された事件はなかった⁽²⁴⁾。

上記のとおり、パキスタンにおいては、経済力の集中と独占の規制に重点が置かれている。これは、パキスタンにおいては財閥の産業および金融に占める比重がきわめて大きいことに起因するものであり、財閥に経済力が集中

することを抑制する必要性に基づくものである。しかし、競争当局である独占管理庁がその規制において大きな裁量を有し過ぎており、また、大企業の所有の分散措置にもみられるように必ずしも競争政策の観点からだけに限定された規制とはなっていないという問題が指摘されている⁽²⁵⁾。

(2) モンゴル

モンゴルの競争法である「不当競争禁止法」(Law of Mongolia on Prohibiting Unfair Competition)は、1993年に制定された。モンゴルにおいては、すでに、中央計画経済から市場経済への移行を目指して、国家独占の解体、価格自由化等を目的とした政策がとられてきたが、その過程において、代表的な産業部門が自己に有利な地位を濫用したり、大多数の地方の政府機関が競争に反するような指示を受けたりする状況がみられた。このため、市場経済をうまく機能させるには、競争を確保するための規範やルールがなくてはならないことが理解されるようになり、その結果、同法の制定をみたとされる⁽²⁶⁾。

不当競争禁止法は、50%以上の市場占拠率を有する経済主体がその市場支配的地位を濫用する行為、すなわち、人為的欠乏や値上げの目的をもつ生産・販売の制限、差別的取扱い、他の経済主体の排除・参入の妨害、再販売価格維持、排他条件付取引等の行為を行うことを禁止し(第4条)、そうした経済主体が競争者と企業結合(株式取得、役員兼任等)することも禁止している(第7条)。また同時に、集団で50%以上の市場占拠率を有する経済主体が同様にその地位を濫用する前記行為を禁止している。さらに、同法は、カルテルを行うことも禁止している(第5条)。これらのほか、同法は、政府や地方自治体が経済主体に対して競争制限的決定(ある財貨の生産・販売への従事の制限、ある市場から別の市場への財貨の販売の制限、新規参入の制限等)を行うことを規制するとともに、競争者またはその商品との混同行為や誤認惹起行為、競争者に関する虚偽情報の流布、財貨の品質上の瑕疵や危険な特性の秘匿といった不正な競争行為も禁止している。同法の運用状況につ

いては、1995年においては問題となった事例はなかったが⁽²⁷⁾、その後の状況は定かでない。

(3) インドネシア

インドネシアは、IMF から追加融資を受ける際に競争法を制定することが求められ、スハルト政権時代にはなかった議員立法によって法案が国会に提出され、政府案との調整の後、「独占及び不公正競争禁止法」(Law of the Republic of Indonesia Number 5 of the Year 1999 Concerning the Prohibition of Monopoly and Unfair Business Competition) として成立した⁽²⁸⁾。同法は、法案作成に際してドイツの法律専門家の協力を得たため、ドイツ法の影響を受けた法制となっている⁽²⁹⁾。

「独占及び不公正競争禁止法」は、契約を通じての競争制限行為と事実行為による競争制限行為に分けて規定し、契約を通じての競争制限行為として、独占行為や不公正競争を生じさせる可能性のある協定(2又は3の関係事業者の合計市場シェアが75%以上である場合にはそのように推定する規定あり)、独占行為や不公正競争を生じさせる可能性のある企業や合併企業の設立協定、価格取決め(垂直的制限を含む)、市場分割、ボイコット、競争業者間のカルテル、垂直統合協定等を挙げ、それらを禁止している(第4条、第5条、第7条～第14条)。また、事実行為による競争制限行為として、独占行為や不公正競争に該当する事業者による生産や販売の支配、各種の排除行為(取引拒絶、取引妨害、差別取扱い、不当廉売等)による市場支配、及び生産調整等の共謀を挙げ、それらを禁止している(第17条、第19条、第20条、第22条～第24条)。さらに、市場支配的地位(1社で50%以上又は2若しくは3社で75%以上)にある事業者が、その地位を濫用する行為(競争品取扱い制限、市場及び技術の開発制限、新規参入の制限)を禁止する(第25条)とともに、市場支配的地位にかかわる企業結合規制として、独占的行為や不公正競争に該当することになる役員兼任や合併等の企業結合と、1社で50%以上又は2若しくは3社で75%以上となる株式取得を禁止している(第26条～第29条)。

「独占及び不公正競争禁止法」は、競争法制としてかなり充実した内容を備えているが、適用除外の範囲が広いようであり（別途定めた法令に基づく契約・行為の適用除外，中小企業の適用除外等），また，独占的行為や不公正競争をどの程度の競争侵害行為と解釈するか裁量の幅があること，さらに，審査を開始した事件は60日以内（30日間の延長は可能）に審査を終了しなければならないとする審査期限の義務付けがあること（第43条）⁽³⁰⁾等の問題点がある。それに加えて，同法の制定はIMFの融資条件となっていたので，仕方なく制定したものという姿勢が政府にあるとみられ⁽³¹⁾，これらからすれば，運用機関である事業競争監視委員会（Business Competition Supervisory Commission）がはたして十分に同法を運用できるのか問題の残るところである。

(4) スリランカ

スリランカでは、「公正取引委員会法」（Fair Trading Commission Act）が1975年制定の「国内価格委員会法」に代わるものとして，87年に制定された。同法は，独占の状態，合併及び反競争的慣行に関する競争法的規制の部分（第12条～第15条）と価格統制に関する規定の部分（第18条～第20条）の双方からなる。同法により設立された公正取引委員会（Fair Trading Commission）は，経済自由化によって消滅した価格規制に代わるものとして，価格監視の役割を担っており，価格管理当局の要請により食品および医薬品の最高販売価格を設定・変更したり，国内商品価格が不合理に高い場合に輸入品との競争を促進することが適当と認めた場合に関税の引下げを関係官庁に勧告する権限を有している。同時に，公正取引委員会は，同法によって独占の状態（単独又は同一のグループの市場占拠率が大臣規則によって定められる一定の割合（3分の1を下回ることはない）である場合，合意により商品等がスリランカに供給されなくなる場合等），合併及び反競争的慣行（財・サービスの流通等における競争を制限する効果の認められる単独又は複数の事業者の行為）を規制する権限を有しており，公共の利益に反すると認められる場合に

は是正措置が講じられるようになっている。同法は、開放経済政策が実施されるなかで90年および93年に改正され、93年の改正においては、合併の事前届出制の導入、公正取引委員会の提出命令を履行しない場合の罰金の加算等の制度面の強化が行われている。

(5) フィリピン

フィリピンでは、1925年にアメリカのシャーマン法を範とした「独占及び結合に関する法律」が制定されたが、57年にこの法律の実体規定部分は、刑法第186条として規定され、手続き規定のみが同法に残された。規制内容は、競争を制限する取引制限、独占および結合に対して刑事罰が科せられるようになっている。

(6) アジアの旧ソ連諸国

アジアの旧ソ連諸国においては、1990年代に入ってから市場経済への移行をはかる政策がとられるなかで、競争法が相次いで制定された。その規制内容は、表2のとおりであり⁽³²⁾、これら諸国の競争法は、単に先進国で競争法の対象となっている事業者による競争制限行為（市場支配的地位の濫用行為、カルテル等）や不当な表示・広告のみならず、政府による競争制限、不正競争（商号や商標等や他生産者の製品の模倣等）といった行為も幅広くその規制対象としている。

Ⅲ アジア諸国の競争法の特徴

先進国の競争法は、事業者が他の事業者と協調したり、他の事業者を排除することにより、市場における競争を制限・阻害する行為を基本的に規制対象とする。つまり、事業者による市場における競争制限行為を問題とするものであり、こうした行為によってもたらされる不完全競争状態により市場メ

表2 アジアの旧ソ連諸国における競争法の規制内容

	規制内容
カザフスタン	<p>「競争の発展と独占的活動の制限に関する法律」により、市場支配的地位の濫用（第7条）が規制されている。</p> <p>また、不公正競争法により、不正競争（商号や商標等の不正使用、原産地その他の商品の性質などの虚偽情報、中傷、商業秘密の侵害等）、競争排除又は制限を目的とした協定（価格、市場シェア分割その他）及び水平合併、不当な広告等（第5条）が規制されている。</p>
アゼルバイジャン	<p>「反独占行為に関する法律」により、政府による競争制限行為（第5条～第7条）、水平・垂直的な反競争的協定（第10条）、自然独占（第11条）、競争排除のための特許権及びライセンスの濫用（第12条）、企業結合（第13条）、支配的地位の濫用した独占的活動（第14条）等が規制されている。</p> <p>また、「不正競争法」により、競争業者の経済活動の模倣・信用毀損、商業上の秘密の漏洩、抱合わせ販売、根拠のない一方的に有利な地位を定める契約、消費者を誤認させる宣伝活動等が規制されている（第4条～第9条）。</p>
トルクメニスタン	<p>「事業活動に関するトルクメニスタンの法律」により、協定（生産制限、市場分割等の協定）、不正競争（商号・商標や他生産者の製品の模倣等）等が規制されている（第5条）。</p>
キルギス	<p>「独占活動の制限並びに競争の発展及び保護に関する法律」により、独占的活動（第6条）、競争制限協定（第7条）、政府機関の競争を制限する法令及び行為（第8条）、不正競争（商号や商標等の無断使用、他の商品形態の模倣、他の事業者の中傷、不適切な商品広告等）（第6条）、企業結合（第15条及び第18条）等が規制されている。</p>
グルジア	<p>「独占行動と競争に関するグルジア法」により、競争制限協定（第8条）、不公正な競争（中傷、商標・商号の無断使用、形状・デザイン等の盗用、企業秘密の侵害などの不正競争その他）（第9条）、国家規制機関の競争制限（第10条）、独占的地位の濫用（第11条～第13条）及び企業結合（第14条）が規制されている。</p>
ウズベキスタン	<p>「商品市場の競争及び独占活動の制限に関する法律」により、独占的地位の濫用（第5条）、共同行為（第6条）、政府による競争制限的行為（第7条）、不正競争（他の事業者の中傷誹謗、企業秘密の侵害、知的活動の不正利用、不正確な比較広告等）（第8条）が規制されている。</p>

（出所）筆者作成。

カニズムが機能しなくなることに対処するための規制である。アジア諸国の競争法の多くは、先進国の競争法と同様にこうした事業者の競争制限行為を規制しているが、そのみならず、事業者の競争制限行為以外の不当な行為についても規制している。アジア諸国の競争法においては、この事業者の競争制限行為以外の不当な行為に対しても規制が存在する点が、留意されるべき第1の特徴である。この不当な行為としては、他の事業者の商号・商品の模倣や他の事業者の誹謗・中傷等の不正競争行為があるが、この行為は、事業者が競争に悪影響を与える行為ではあっても、事業者の競争制限行為のような市場での競争自体を制限し、競争を減少・消滅させる行為とは異なる。また、市場での競争制限行為ではあっても、事業者ではなく行政による競争制限行為も規制対象になっている。これらの行為は、いずれも先進国の競争法では規制の対象とはなっていないものである。

他方、事業者の競争制限行為についてみても、アジア諸国の競争法においては、その規制内容や態様が先進国の競争法のそれとはかなり異なるものがある。財閥の膨張を抑制したり、市場支配的事業者の濫用行為を防止する規制がそれであり、これら規制は、先進国の法制と比べてより介入的なものとなっている。こうした点もアジア諸国の競争法の特徴であり、第2の特徴といえる。

これら特徴に焦点を当てて、前述のアジア諸国の競争法を整理したものが、表3である。

1. 事業者の競争制限行為以外の不当な行為の規制

まず、第1の特徴として挙げられる規制、すなわち、事業者の競争制限行為以外の不当な行為に対する規制の代表的なものとしては、一つは、商号や商標の模倣、他の商品と誤認させる行為等に見られるような不正競争の規制がある。もう一つは、行政が競争制限行為を行うことに対する規制である。これら規制は、表3からすれば、基本的に、計画経済から市場経済への移行

表3 アジア諸国の競争法の主な特徴点

	事業者の競争制限行為に対する規制	それ以外の不当な行為に対する規制
韓国	企業集団規制, 市場支配的地位の濫用行為規制の一部	(旧法は価格統制規定と競争法的規定が接合したものであった)
台湾	独占の規制の一部	不正競争の規制, マルチ商法の規制
インド	独占的取引慣行の規制の一部 (1991年の法改正前は経済力集中規制が存在した)	不公正な取引慣行の規制の一部
中国	基本的に事業者の競争制限行為に対する規制に欠ける(価格カルテル, 差別対価等は, 価格法で規制)	行政権の濫用による競争制限に対する規制, 不正競争や商業賄賂等の規制
タイ	市場支配的地位の濫用行為規制の一部	(旧法は価格統制規定と競争法的規定が接合したものであった)
パキスタン	過度の経済力集中の規制	-
モンゴル	市場支配的地位の濫用行為規制の一部	行政による競争制限に対する規制, 不正競争の規制
インドネシア	-	-
スリランカ	-	(現行法に価格統制規定が含まれている)
フィリピン	-	-
旧ソ連諸国	独占的・市場支配的地位の濫用行為規制の一部	行政による競争制限に対する規制, 不正競争の規制, 自然独占の規制

(注) アジアの旧ソ連諸国については、競争法の態様が各国によって少しずつ異なっているが、基本的に市場経済に移行した時期や経済状況が同じであるので一括した。

(出所) 筆者作成。

をはかっている諸国の競争法にみられる規制である。とりわけ、後者の行政の競争制限行為に対する規制は、それら諸国に特有の規制である。この行政の競争制限行為に対する規制は、行政がその権限を濫用して市場に競争制限効果をもたらす行為を禁止するものであり、計画経済から市場経済への移行過程においても行政が経済に対して大きな影響力を有するこうした国ならではの規制である。

また、前者の不正競争の規制は、不当表示の規制と並んで行われているが、計画経済から市場経済への移行をはかっている国のほか、従来から市場経済体制をとってきた台湾の競争法にもみられる。この規制の対象となる行為は、先進国においては、競争法ではなく不正競争防止法その他の法律で規制される行為である。こうした行為が競争法により規制される背景には、知的財産権法等の法制度の整備の遅れがあることも関係している。台湾では競争法の名称が「公正取引法」とされていることにみられるように、競争法において公正な競争を妨げる不当な行為を広く包含させ、同法に公正な競争を促進し、取引の適正化をはかる基本的な法律としての役割を担わせようとしているともいえる。なお、台湾においては、先進国では消費者法の規制対象となるマルチ商法が競争法により規制されており、インドにおいても同様に、商品を管理する当局の定めた安全基準に違反する商品の販売が競争法により規制されている。

また、これは、事業者の競争制限行為以外の不当な行為に対する規制ではないが、先進国の競争法にはないものとして、価格統制規定が競争法に含まれていたり、あるいはそれに競争法的規定を接合させた法制を有する国が、従来から市場経済体制をとってきた国にみられる。現在では、そうした法制をとっている国はスリランカだけあるが、韓国とタイにおいても旧法においてそうした法制がとられていた。こうした法制は、統制から経済自由化に移行する過程における過渡的な法制といえるが、韓国においては、そうした法制をとった期間が5年間と短かったものの、タイでは20年の長きに及んだ。

2. 事業者の競争制限行為の規制

第2の特徴である事業者の競争制限行為の規制に属する規制としては、経済力集中規制と市場支配的地位の濫用行為規制がある。従来から市場経済体制をとっている国においては、前述のとおり、財閥や独・寡占企業を規制し、市場での競争を確保する観点から、財閥への経済力の集中を抑制し、独・寡占企業の市場支配的地位の濫用を規制することが、競争政策上の重要な課題とならざるを得ない。特に、これらの規制を有する国では、独・寡占企業の多くが財閥に属する企業であり、まず、それら企業をかかえる財閥の膨張を抑止し、その総合的な事業支配力の拡大を防止することこそが最優先課題となる。このため、これらの国では、財閥を規制する経済力集中規制が競争法において最も重要な位置を占めることになる。

一方、計画経済から市場経済への移行をはかっている国では、民間企業の事業活動の展開が十分でないことから、財閥は未発達であり、行政とそれと関係の深い官営系企業による競争制限的行為が競争政策上大きな問題となる。行政の競争制限行為に対しては、前記の行政権の濫用に対する競争法の規制によって対処し、市場支配的な地位にある官営系企業に対しては、市場支配的地位の濫用行為規制により対処するということになる。このような国では、経済力集中規制までは必ずしも必要としない。

次に、財閥を規制する経済力集中規制の態様についてみると、各国によってその態様に大きな差異がみられる。それぞれの国の事情が規制形態に反映し、規制を独自のものとしている。まず、韓国の場合は、株式面と債務保証面から大規模企業集団を規制し、企業集団の膨張を抑制しようとしている。その規制としては、持株会社の制限、相互出資の禁止、出資総額の制限、系列会社間の債務保証の制限等があるが、これらのなかには、持株会社の制限や出資総額の制限のように、規制の態様が、日本法の持株会社の制限や大規模事業会社の持株総額の制限と似たものがある。しかし、日本の規制と比べ

ると、韓国の規制は、単に規制の数が多いだけでなく、持株会社の制限を除けば、規制の対象を企業集団に特定しており、当該企業集団の膨張を抑制しようとする趣旨・目的の規制であることが明瞭である。さらに、株式面のみならず債務保証面からの規制も存在するといった差異がある。韓国の場合、企業集団を規制する経済力集中規制は、逐次強化され、この分野において独特な法制度の発展をみせている。また、インドにおいては、1991年の法改正までは、経済力集中規制が存在し、同規制により、財閥企業の事業活動がほぼ全面的に規制されていた。この経済力集中規制は、国家部門の役割強化のために民間産業部門の事業活動を規制するといった性格をもち、財閥企業の規模の拡大や新設、合併等について中央政府の許可を必要とさせ、財閥企業の事業の拡張や多角化を抑えようとするものであった。その規制方法は、きわめて統制的であり、当該企業の事業活動全般に大きな制約を課すものであった。しかし、こうした統制的な介入は、かえって、経済の効率化を阻害することになった。このため、91年において、経済の自由化と開放をはかる新産業政策が打ち出された際に、この経済力集中規制は撤廃された。このように、インドでは、企業の事業活動を過度に規制していた経済力集中規制は廃止されたが、隣国のパキスタンでは、経済力集中規制が依然として維持されている。この規制は、財閥企業の株式が公開されていないこと等を問題とするものであり、大企業の所有の分散措置にもみられるように必ずしも競争政策の観点だけに限定された規制ではない。

他方、市場支配的地位の濫用行為規制については、その規制の態様は、各国間においてあまり異なっていない。むしろ、市場支配的地位の濫用行為規制は、各国ともおしなべて市場支配的事業者が競争者を人為的に排除する競争制限行為を規制しており、似通っている。しかし、このほかに、価格の不当な決定・維持・変更や数量の不当な調節を禁止する規制を行っている国がある。この点がアジア諸国の競争法に特徴的な点といえるが、具体的には、台湾では価格を不当に決定・維持・変更する行為、韓国では価格の不当な決定・維持と不当な販売量の調節、タイでは不公正な商品または役務の価

格設定・維持，市場の需要を下回るように商品の供給量を減少させる商品の破棄，インドでは価格の不当な水準での維持と技術開発・資本投資の制限による商品・役務の質の低下といった行為が規制される。また，モンゴルとカザフスタンでは人為的な供給不足や価格の上昇を意図した生産・販売の制限，ウズベキスタンでは供給制限と著しい高価格・低価格が規制されている。

なお，カザフスタンにおいては，競争当局が自然独占の監督業務も競争法とは別個の法律（自然独占法）により担当しており，アゼルバイジャンでは，自然独占に対する規制自体を競争法により行っている。

IV アジア諸国の競争法の課題

1. 事業者の競争制限行為以外の不当な行為の規制

(1) 不正競争の規制

計画経済から市場経済に移行する過程にある諸国や台湾では，競争法によって，他の事業者の商号・商品等の模倣，競争業者の中傷等の不正競争が規制されている。この不正競争は，競争に悪影響を与える行為ではあるが，本来競争法が対象とすべき市場での競争を減少・消滅させる行為とは性格が異なる。不正競争の問題は，市場の失敗の観点からすれば，競争法の対象とすべき不完全競争の領域に属する問題ではなく，他の事業者の成果の只乗りや他の事業者の信用失墜といった外部性や不完全情報の領域に属する問題である。不正競争は，本来競争法の対象とすべき行為とは性格が異なることから，競争法とは別個の法律で規制されるべきである。また，不正競争については，政府が介入して排除することが効率的かという問題がある。模倣や中傷等の不正競争に該当する行為の被害者は，事業者であり，政府よりも当該事業者が最もその事実関係を把握している。また，そうした行為により事業活動を妨害された当該事業者は，自己の利益を守るため，自ら訴訟を提起

し、問題を解決することが十分期待できる。このため、こうした分野の紛争は、政府が介入するよりも、被害を受けた事業者が自ら訴訟を提起することにより解決されるのが効率的である。競争法により不正競争を規制している国では、政府が個々の不正競争に該当する行為に介入しているが、悪質な行為には刑罰を科すとしても、政府は個別の紛争に介入せず、当事者間の訴訟による解決に委ねるべきである。司法制度が不十分であるため、政府がこうした私的紛争にまで介入しているのであろうが、これは、かえって非効率なものになりかねず、むしろ、民事的な規律を高める制度面の整備が促進されるべきであろう。

(2) 消費者利益の確保の規制

競争法によって、台湾ではマルチ商法が、インドでは商品を管理する当局の定めた安全基準に違反する商品の販売が規制されている。こうした消費者の利益を直接確保しようとする規制も、市場の失敗の観点からすると、不完全競争の領域に属する規制ではない。こうした規制は、事業者と消費者の間の取引において、消費者の持つ当該取引に関する情報や知識が事業者と比べて大きく劣っている状況のなかで、事業者がこの消費者の情報や知識の不足に乗じて消費者に不利益な取引内容や取引条件を押しつけることを防止しようとする規制であり、不完全情報の領域に属する規制である。こうした規制も、不完全競争の領域に属する競争法の規制とは性格を異にするので、別個の法律で規制するのが適切である。しかし、この消費者利益を侵害する行為については、それによってもたらされる消費者の被害が、少額多数被害であることが多いこと等から、前記の不正競争のように、被害者である消費者が訴訟を提起することにより紛争の解決をはかることはほとんど期待できない。このため、消費者利益を侵害する行為を防止するためには、政府が介入したり、消費者側が訴訟を提起しやすいように制度を整備することが必要である。特に、経済がグローバル化し、先進国で最近になって規制されるようになった消費者を欺瞞する新しい販売方法や消費者の知らない新商品等も、

大きな時間差なくこれらの国で波及する危険性がある。その意味では、これらの国でも、先進国と同様のレベルの消費者法を整備し、消費者利益を侵害する行為を遺漏なく防止する必要がある。このことは、そうした行為により事業者の経営が不当に拡大することを防止し、市場の公正な競争条件を整備することにも大きく寄与する。このため、消費者法の整備は、公正な競争を確保し、誠実に努力した事業者を伸長させ、市場経済の健全な発展をはかる上で、競争法の整備と同様に重要である。韓国、イギリス、オーストラリアなどでは、競争法の所管する競争当局が消費者政策も担当するようになっていくことに鑑み、アジア諸国においては、競争当局が、市場の公正な競争条件の整備との関係で消費者法の運用を担当することも視野に入れるべきであろう。競争当局は、市場の競争条件の整備に関する専門的行政機関であり、公正な競争条件の整備に密接に関係する消費者法については、そうした機関で競争法とともに運用されれば、その専門性が活用され、効率的かつ効果的な運用が期待できよう。

(3) 価格統制規定と競争法的規定の接合法規

韓国とタイでは、価格統制規定と競争法的規定が接合した法律が存在した。韓国の場合は「物価安定及び公正取引に関する法律」であり、タイの場合は「価格統制及び独占禁止法」であった。これらの法律は、価格統制の弊害を競争法的な規制を併用することによって抑制しようとするものであったが、その相互に矛盾した規制の性格からして法運用には必ずから限界があった。つまり、価格統制に圧倒的に重点がおかれる運用となり、競争法的な規制部分の運用はきわめて消極的であった。韓国の場合、5年間の法運用の期間においてカルテルに関して違反と認定した事例がなく、また、タイの場合も、法運用の期間が20年間の長きに及んだにもかかわらず、製氷業界、合板業界等のカルテルに対して数件の禁止命令が出された程度にすぎなかった。

このような消極的な運用について、韓国の行政当局は、当時を振り返って、「物価安定に力点が置かれ、……制度運用においても、政府が人為的か

つ画一的な価格統制を通じた競争制限行為、即ち、一種の官製価格『カルテル』を實質的に助長していた成り行きがあったために、企業の不当な競争制限行為があっても、これを積極的に処罰することが名分上からも困難であった」としている⁽³³⁾。しかし、同時に、韓国の行政当局は、韓国で初めての競争法的条項を含んだ法律であり、以後の本格的な競争法制の導入の試金石となった点において大きな意義をもつものであったとの見解も示している⁽³⁴⁾。確かに、こうした法制は、本格的な競争法を導入するまでの過渡的な役割を果たし、その導入に当たっての準備期間を与え、導入自体を円滑化する面はあろう。しかし、競争法的部分の運用がきわめて消極的であったことにみられるように、その部分の規制の実効性に欠け、韓国では5年間しか運用されなかった。競争法的規制が存在するという印象を社会に与える余地はあるとしても⁽³⁵⁾、運用されなければ、法規範として定着せず、かえって競争制限行為は許されるという意識が社会に残ってしまう。こうした法制は、弊害も大きいので、短期間であったとしても望ましくないと考えられる。

2. 事業者の競争制限行為の規制

(1) 経済力集中規制

アジア諸国のなかで、現在、競争法により財閥を最も積極的に規制している国は、韓国である。韓国の場合、財閥を規制するため、企業集団規制が1986年の法改正により導入されてから、90年代における度重なる法改正を通じて同規制が強化されてきている。しかも、財閥規制政策は、この競争法のみによるのではなく、競争法以外の政策手段も用いられ、銀行の財閥に対する与信の総枠管理、相続税等の税制対策、企業公開施策等が併せて用いられてきた。金大中政権になってからは、5大財閥を中心に財閥の財務構造の改善、事業構造調整（財閥系列会社の整理・統合）、経営責任の明確化等の財閥対策が新たに打ち出されている。

韓国における企業集団規制は、相互出資の禁止、出資総額の制限等の規制にもみられるように、経済全体における特定の企業集団への経済力の集中を防止しようとするものである。企業集団に属する企業が、相互出資を行ったり、他企業への出資総額を自己の純資産額を超えて増加させること自体を問題とするものであり、その場合、その行為が個別の商品市場において競争を制限する効果をもたらすかどうかは直接関係がない。つまり、企業集団規制は、個別の市場における競争の制限を問題とするのではなく、直接相互出資が行われたり、出資総額が一定額を超過することそれ自体を問題とするものである。株式所有や合併等を規制する通常の企業結合規制は、当該企業結合により個別の市場において競争を制限する効果が生じた場合を問題とするものであるのに対して、企業集団規制はそうではないのである。競争法の対象とすべき領域の考え方としては、競争法は、事業者の行為によって個別の市場において競争制限効果が生じる場合を規制対象とすべきであり、個別の市場において競争が制限されていない場合までその規制対象とする必要はないとする考え方が主流にあるが、その考え方をとれば、企業集団規制は、競争法になじまない規制ということになる。むしろ、そのような規制は、市場において競争が制限される効果が生じないにもかかわらず、株式所有等の行為に過剰な規制を課するものであり、市場に対する過剰な介入であって、かえって、市場のもつ効率性を妨げるということになる。しかし、アジア諸国では、先進国とは異なり、国内において資本市場等の要素市場が未発達であったり、政府の特定産業育成政策や産業保護規制によって市場メカニズムによる資源の配分が妨げられているといったことがある。それにより、企業集団が著しく有利になり、独立系の事業者が成長できず、競争的な市場の成立が妨げられるという状況がある。この場合、市場を競争的なものとするためには、有利な立場に立っている企業集団に対してなんらかの政策的対応がなされて然るべきであろう。もっとも、その政策的対応は、市場メカニズムが十分に機能しないようになっている前記の根本原因の除去にこそあるのであって、競争法において企業集団規制を設けて規制することではないともいえ

る。しかし、そうした要因の除去は、経済成長への政策的期待等との関係で不十分にしかできない場合がほとんどであろう。そうであれば、企業集団が膨張することを株式所有面等から抑止するという政策的対応も、弊害を防止するための一つの対応とならざるをえないであろう。競争法は、企業が競争制限効果をもつ行為を行わずに自ら自然成長し、市場支配的地位を獲得することを規制するものではない。しかし、それは、国内において資本市場等の要素市場の発達がみられ、市場メカニズムによる資源の配分を妨げる政府の産業育成政策や産業保護規制がない場合の企業の成長について妥当する規制のあり方といえる。ところが、アジア諸国の場合は、そのような状況にはなく、企業集団に属する企業の成長それ自体が効率的な事業活動の所産そのものとはいえない側面が強い。このため、そうした企業集団の膨張に対して一定の規制を課すことについて合理性がないとはいえないであろう。また、その規制は、市場の競争を促進する観点から行われるものなので、当然、競争法のなかに設けられて然るべきということになる。企業集団規制は、過度に市場に介入する危険性のある規制ではあるが、先進国にはない状況がそうした規制を必要としたといえる。

しかし、こうした企業集団規制は、企業の事業活動に介入するものである。インドの過去の経済力集中規制のように財閥企業の規模の拡大自体を直接規制するのではなく、事業活動に直接介入しない株式所有面からの規制のような必要最小限なものに限るべきである。また、その規制は、市場の競争条件の整備という専門的な見地から客観的かつ公正に運用されるべきであるので、職権行使の独立性を有する専門機関によって担当されるのが適当であろう。この点については、韓国の企業集団規制は、独立性を有する公正取引委員会によって運用されているが、過去のインドの経済力集中規制は、中央政府の工業省によって運用されていた。財閥規制のような経済運営にとってきわめて重要な政策は、政権の意向の影響を強く受けがちであり、恣意的、裁量的なものになる危険性がある。このため、市場の競争条件の整備という市場運営の基盤をなす規制であって専門的な見地から運用すべきもの

は、独立性を有する専門行政機関に委ねるべきである。

しかし、韓国の場合においても、必ずしも専門機関である公正取引委員会の立場が尊重されているとはいえない状況がみられた。企業集団規制の中核をなす出資総額の制限が、新政権の成立後の1998年に急に削除され、99年には復活されるという事態が生じた。新政権は、5大財閥を中心に財閥の財務構造の改善、事業構造調整（財閥系列会社の整理・統合）、経営責任の明確化等の財閥対策を新たに打ち出したが、それまでの競争法の規制について十分な理解が不足していたといえよう。また、財閥間での系列会社の交換等により、財閥を得意な分野に特化させ、経済全体の競争力を向上させようとする上記の事業構造調整においても、政府は、競争法の合併規制が存在するにもかかわらず、あらかじめ事業交換対象企業を決めてしまっ、財閥間でその事業交換交渉を進めるよう促した。事業交換は、個別市場での競争に大きな影響を及ぼすものであり、それが、個別市場における競争を実質的に制限するものであれば、競争法に違反する。独立行政機関である公正取引委員会の専門的な立場や見解を尊重した上で政策が遂行される必要があったのに、そうした配慮がなかったのである。

(2) 市場支配的地位の濫用行為規制

市場支配的地位の濫用行為規制を有するアジア諸国のなかには、価格の不当な決定や数量の不当な調節を禁止する規制を行っているところがある。これらの規制は、どのような価格の設定や数量の調節であれば、違反となる行為なのか競争制限の観点から不当性の基準を設定することがそもそも困難であるという問題がある。政府が恣意的に不当性を判断する余地が生じ、これらの規制が市場メカニズムに過度に介入する統制的な規制となることも懸念される。しかし、実際は、運用状況の把握できる国についてみる限りにおいて、違反件数は、韓国の場合、わずかな状態であり、台湾の場合、皆無の状態である。インドの場合も、その運用状況が必ずしも定かではないが似たような状態にあると推測される。

しかし、このような運用実績にあるので、上記の弊害は小さいのかといえ、必ずしもそうとはいえない。というのは、韓国の場合についていえば、この市場支配的地位の濫用行為規制が物価管理政策の一翼を担い、価格介入の補充的手段として利用されてきた側面があるからである。市場支配的地位の濫用行為規制において、価格の不当な決定や数量の不当な調節が禁止されるとともに、以前は、公正取引委員会により市場支配的事業者が毎年指定される指定制度が存在していた。この枠組みが、物価管理において当該市場支配的事業者の価格を監視し、安易な価格の引上げを抑制することに利用されたのである。物価管理自体は、「物価安定に関する法律」に基づく価格事後監視制度（1981年7月～93年3月）によって物価管理当局が行ってきたが、公正取引委員会により市場支配的事業者として指定された事業者の価格は、この価格事後監視制度（81年7月～93年3月）の下で物価管理の対象とされ、その価格の引上げには物価管理当局の事実上の承認が必要とされた⁽³⁶⁾。1975年から5年間しか運用されなかった前記「物価安定及び公正取引に関する法律」のなかの物価安定に関する規定の部分がこの「物価安定に関する法律」として残存し、その時に価格の事前承認制度から事後監視制度に改められる形で、物価管理が継続されてきたのである。この物価管理において、市場支配的地位の濫用行為規制における市場支配的事業者の指定制度が管理対象事業者の特定に利用されるとともに、価格の不当な決定・維持等の規定が、物価管理の補充手段として規制の歯止めの役割、つまり、価格の不当な値上げを禁止する規定があるという威嚇手段として期待されたことに留意する必要がある。市場支配的地位の濫用行為規制がこのように利用されることについては、80年に「物価安定及び公正取引に関する法律」の価格規制に関する部分が「物価安定に関する法律」に引き継がれ、競争法的規制の部分が公正取引法として抜本的に改編された時にすでに予定されていた。価格の不当な決定や数量の不当な調節といったように、何をもって不当とするのか不明確な規定ぶりとなったのも、このような事情が関係しているといえる。その後、価格事後監視制度は、価格変更事後報告制度（93年4月～94年1月）

に変更されて介入の程度が弱められ、94年2月にはその報告制度自体も廃止されるにいたった。また、市場支配的事業者の指定制度も99年2月の法改正により廃止されたが、市場支配的地位の濫用行為規制が、競争の促進という趣旨・目的から逸脱し、物価管理政策の一部に利用されたことは留意されるべきであり、このように利用される規定の定め方に問題があったといえる。

台湾やタイの市場支配的地位の濫用規制も、韓国法の影響を強く受けているといえるが、特に、タイの場合は、韓国と同様に、価格統制規定と競争法的規定が接合した法律を有していた経緯があり、その20年の長きに及ぶ運用の重点も、価格統制におかれていた。しかも、価格統制規定の部分は、現在も商品・価格サービス法として引き継がれている。タイにおいても、市場支配的地位の濫用規制が今後どのように運用されていくのか留意される必要がある。

3. 法運用上の課題

アジア諸国においては、競争法が制定されてはいても、その運用が十分でないことが大きな課題である。各国の競争法にはカルテル規制がほぼ共通して存在するが、その運用実績が乏しい。これには、カルテル規制において公共の利益との比較衡量要件が存在していたり、不況カルテル等について適用除外が許容されていることも関係していようが、カルテルの場合は、不当表示等よりも違法行為の発見が容易でなく、立証の手間もかかることから、運用体制の不十分な競争当局ではその摘発が難しいということがある。その意味では、アジア諸国においては、競争法のいっそうの整備・充実のみならず、競争当局の法運用体制の十分な確保も大きな課題である。競争当局の職員の専門性の向上や必要な職員数の確保は、きわめて重要であり、そのための十分な人員配置と予算措置が求められる。

また、それと同時に重要なことは、競争当局が産業を育成する行政機関に属さず、職権行使の独立性が確保されていることが必要である。これがない

と、競争当局が特定の産業の育成や特定の利害に配慮した法運用を行うおそれもあり、市場における競争の促進という専門的な見地に基づく的確な競争法の運用が妨げられるおそれがある。経済を急速に成長させる観点から、特定の産業に限られた資源を集中させようとする経済政策をとる国にあっては、競争法を経済政策に従属する便宜的な政策手段として運用する危険性があり、競争法を市場における公正かつ自由な競争を促進する基本法として位置づけ、定着させようとする基本的認識が欠けがちである。このことを考慮すれば、競争当局の産業的中立性と職権行使の独立性の確保がいっそう必要である。

また、競争法の運用の透明性を確保するためには、その運用基準を示すガイドラインが競争当局によって設定されるべきである。ガイドラインが設定されていることによって、事業者は、具体的にどのような行為が競争法上問題となるのか知ることができ、違反行為をあらかじめ差し控えようとするので、違反行為の未然防止に役立つ。特に、競争法は、法律の規定だけでは具体性に欠き、どのような行為が問題となるのか明らかでない。このため、競争当局は、ガイドラインを整備し、事業者に競争法上問題になる行為を十分周知し、違反行為の未然防止をはかり、競争法を社会に定着させる努力を必要とする。司法制度が十分に整備されていないことを考慮すると、その必要性は大きいといえよう。また、ガイドラインが整備されると、競争当局が恣意的に法を運用する余地を少なくし、外部からも競争当局の法運用に対して不当な影響を与えることが難しくなり、競争当局に対する信頼性や法運用の透明性を高めることにもなる。

さらに、アジア諸国においては、競争法の運用の透明性を高めるとともに、その的確な運用を確保するために、公務員倫理が確立されていることも不可欠である。上記のような法運用上の課題に加えて、公務員の採用、待遇、研修等、公務員制度の十分な整備も重要な課題である。

むすび

アジア諸国の競争法は、先進国の競争法とは異なる規制を有している。そうした規制は、先進国では競争法とは別の法律で規制するものであったり、事業者の事業活動に過度に介入するような規制であったりする。これら諸国は、市場メカニズムを円滑に機能させる上で、市場システムの整備の不十分さ、市場での競争を脅かす財閥の存在、政府の競争制限的な政策や行為の存在等の問題をかかえているが、そのような状況が、これら諸国の競争法に影響を与え、規制の形態や内容を先進国の競争法とは違ったものにしていく。このような先進国の競争法にはみられない規制を、競争法にはなじまないものとして簡単に結論づけることは容易なことであろう。しかし、そのように安易に結論づける姿勢をとらず、これら諸国の競争法の内容や運用実態を把握し、先進国とは異なる経済状況を十分に検討した上で、競争法がこれら諸国の民主的で健全な経済の発展をはかるための法制度としてどうあるべきかという観点から丁寧に考察することが重要であろう。しかし、アジア諸国の競争法についての研究は、進んでいるとはいえない。今後は、これら諸国の競争法について、制度面および運用面から十分研究し、経済実態も十分に踏まえた先進国の観点のみに偏しない研究の蓄積が求められているといえる。わが国において、そうした研究が進展することを期待したい。

注(1) 本稿は、拙稿「アジアにおける競争政策」(青木・馬田編『WTOとアジアの経済発展』東洋経済新報社、1998年、139-160ページ)におけるアジア諸国の競争法の状況およびその進展の部分をもっとも最近の状況を反映したものに書き改めるとともに、アジア諸国の競争法の特徴と課題の部分を書き下ろし同然に大幅に加筆・拡充したものである。

(2) トルコを含めると17カ国となる。トルコは、1994年に競争法としてEU法

- を範とする「競争保護法」を制定している。
- (3) 公正取引法の運用状況は、すべて韓国公正取引委員会『公正去来白書1999年版』1999年、374, 399, 401, 403ページによった。
 - (4) 中山武憲「『台湾競争法（公平交易法）』の制定について」（『公正取引』1991年）10ページ。
 - (5) 行政院公平交易委員会準備処「公平交易法立法目的與条文説明」1991年、8ページ。
 - (6) 中山「『台湾競争法（公平交易法）』の……」11ページ。
 - (7) 台湾経済に関する記述の部分は、主として、劉進慶「産業——官民共棲の構図」（隅谷三喜男・劉進慶・■照彦著『台湾の経済』第2章、東京大学出版会、1992年）を参考にした。
 - (8) 行政院公平交易委員会『公平交易統計年報』1996年版、1997年、112ページ。1997年以降は、年報に独占事業者の報告がなく、その数が定かでない。
 - (9) 行政院公平交易委員会『公平交易統計年報』1998年版、1999年、102ページおよび24ページ。
 - (10) 行政院公平交易委員会『公平交易……』1998年版、102ページ。
 - (11) 伊藤正二編『インドの工業化——岐路に立つハイコスト経済』アジア経済研究所、1988年、45-46ページ。
 - (12) 安田信之『アジアの法と社会』三省堂、1987年、292ページ。ただし、インドの競争法である「独占及び制限的取引慣行法」の制定は、産業法により導入された産業許可制度の問題点に端を發しており、その不透明かつ複雑な規制システムの下では大財閥と政治家、官僚の馴れ合いは除かれ得ないとして、同法が制定されたものである（佐藤 創「インドの経済自由化と企業関連法」、『アジア諸国の市場経済化と企業法』アジア経済研究所、2000年、183ページ）。しかし、その規制方法は、産業法と同様に過度に事業活動に介入する規制方法であったのである。
 - (13) 安田『アジアの法……』277-280ページ。
 - (14) 1994年および97年の件数は、Ministry of Law, Justice and Company Affairs (Department of Company Affairs) の第22次年次報告（1995年、15ページ）および第27次年次報告（1998年、10ページ）による。
 - (15) 舟橋和幸「中国競争政策の現状と課題」（『公正取引』No.554、1996年）22ページ。
 - (16) 同上、23ページ。
 - (17) 張輝「中国競争法（「反不正當競争法」について）」（『公正取引』No.520、1994年）56ページ。
 - (18) 舟橋「中国競争政策の……」24ページ。
 - (19) 中国工商行政管理年鑑編集部『中国工商行政管理年鑑』工商出版社、1998

- 年, 424ページ; 同『中国工商行政管理年鑑』工商出版社, 1997年, 104ページ。
- (20) 楊潔「発展途上国の競争政策——1 中国, 2 マレーシア——」(『公正取引』No.546, 1996年) 34ページ。
 - (21) 本城 昇『韓国の独占禁止法と競争政策』アジア経済研究所, 1996年, 48-49ページ。物価安定および公正取引に関する法律の運用においては, 違反行為として認定され, 排除措置がとられたものがなかったにもかかわらず, セメントの不況カルテルや合理化カルテルは承認されている。
 - (22) 三浦克哉「タイの競争政策と技術協力」(『公正取引』No.594, 2000年) 51ページ。
 - (23) スウァプン・チュティナーラ「発展途上国の競争政策——韓国, タイ」(『公正取引』No547, 1996年) 59ページ。
 - (24) パキスタン独占管理庁 (Monopoly Control Authority) 年次報告 (1995年7月から96年6月30日までの1年間の年次報告) の付表3による。
 - (25) 安田『アジアの法……』290-291ページ。
 - (26) チルハースレン・バイヤナ「発展途上国の競争政策——インド, モンゴル——」(『公正取引』No.548, 1996年) 60ページ。
 - (27) チルハースレン・バイヤナ「発展途上国の競争政策……」61ページ。
 - (28) 鈴木康二「インドネシアにおける独占禁止法の立法」(『国際商事法務』Vol. 27, No. 4, 1999年) 405ページ。
 - (29) 上掲鈴木論文では, 米国法が採用されなかった理由として, ①米国独禁法においては, 条文が少ないこと, また, 裁判所の役割が大きく, 裁判所が弱体なインドネシアの実情にそぐわないこと等が挙げられている (406ページ)。
 - (30) 菅久修一「インドネシアの競争法・競争政策」(『公正取引』No.602, 2000年) 38ページ。
 - (31) 鈴木「インドネシアにおける……」411ページ。
 - (32) 旧ソ連諸国の競争法の内容は, 公正取引委員会ホームページの「世界の競争法」のページにおいて記載されている内容 (2000年9月5日) によった。
 - (33) 経済企画院『公正去来便覧』1989年, 19ページ。
 - (34) 同上, 15ページ。
 - (35) 趙炳澤「韓国独占禁止政策の現状とその展開」(『公正取引』No.432, 1986年) では, 韓国に独占禁止法制が存在するという象徴的な意味しかもたなかったとしている (33ページ)。
 - (36) 金華東『韓国の規制緩和』アジア経済研究所, 2000年, 24, 25ページ。